

「介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）」利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人上島町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者が上島町社協生名通所介護事業所（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的として、利用者に対し、第4条に定めるサービスを提供します。

2 事業者が利用者に対して実施するサービスの内容、利用日、利用時間等の事項は、予防通所介護計画（以下「サービス計画」という。）に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定等の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（サービス計画の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者に係る介護予防サービス・支援計画（以下「ケアプラン」という。）が作成されている場合には、それに沿って利用者のサービス計画を作成するものとし、

2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項のサービス計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化、ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

3 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されていない場合でも、サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、地域包括支援センター等を紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとし、

4 事業者は、介護予防通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとし、

5 事業者は、利用者に係るケアプランが変更された場合、または利用者若しくはその家族等の要請に応じて、サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、サービス計画を変更するものとし、

6 事業者は、サービス計画を作成、変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとし、

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の支援及び機能訓練を提供するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第5条 事業者は、利用者が支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として上島町から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって上島町から支払いを受けます。

2 利用者は要支援等の状態区分において第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要支援認定等を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援等の認定後又はケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

3 本サービスの利用料は月額制とします。月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

(1) 月途中に要介護から要支援等に変更となった場合

(2) 月途中に要支援等から要介護に変更となった場合

(3) 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

4 月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

5 利用者は食事の提供にかかる費用と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費、複写物の交付を受ける場合にはその実費を事業者に支払うものとします。

6 前1項に定めるサービス利用料金及び第5項に掲げる食費は1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月月末までに支払うものとします。

(利用日の中止・変更)

第6条 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日17時30分までに事業者に申し出るものとします。

2 事業者は、利用者の体調不良や状態の改善等によりサービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、またはサービス計画に定めた期日より多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。

3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第7条 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、利用者に説明を行った上で、

料金を相当な額に変更するものとします。

- 3 利用者は、前項の変更が同意できない場合には本契約を解約することができるものとします。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第8条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを契約の完結日から5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、実費にて複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第9条 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第10条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第11条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務等に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第12条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第13条 事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第14条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が要介護又は非該当と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第15条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場

合には、利用者は契約終了を希望する日の2日前までに事業者申し出るものとします。

2 利用者は、以下の各号に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第7条第3項により本契約を解約する場合
- (2) 利用者が入院した場合
- (3) 利用者に係るケアプランが変更された場合

(利用者からの契約解除)

第16条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第17条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第5条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第7章 その他

(運営推進会議)

第18条 事業所は適正な運営の確保とサービスの質の向上を図ることを目的に運営推進会議を設置します。

2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有するものを構成員とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催します。

(緊急時・事故発生時の対応)

第19条 サービス提供中に、利用者の容態に急変が生じた場合または事故が発生した場合は、速やかに医療機関、家族等に連絡を取るなど必要な対応を講じるものとします。

す。

(苦情処理)

第20条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第21条 本契約に定められていない事項については、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。